

技術者名簿(小山市)の記入について

1. 「商号又は名称及び代表者名」と「表の太線の枠内」を記入してください。

2. 記入できる技術者、及び、添付書類について

「技術者名簿」に記入する技術者について、下記の書類を添付してください。

記入できる技術者	添付書類
有資格者(国家資格合格者)	国家資格合格証等(監理技術者資格者証及び講習受講終了証も含む)の写し(A4)
その他の技術者(実務経験者)	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の「技術職員名簿」の写し(A4)
資格は有しない(主任技術者として配置できない)が現場代理人として配置可能な技術者	添付書類はありません

※その他の技術者(実務経験者)は、「技術職員名簿」に記載されていることが必要です。

※事務職の方、退職した技術者は記入できません。

※申請時点で「技術者名簿」に登録のない技術者を記載する場合は、「技術者登録申請書(様式第1号)」「社会健康保険被保険者証」を提出してください。

3. 記入方法について

「営業専任」欄	・営業所の専任技術者の方は、営業専任欄の氏名の隣に○を記入してください。
「解体」欄	・解体工事の施工が可能な技術者の方は○を記入してください。
「氏名」欄	・複数の資格を持つ技術者の場合の氏名は、最上段の欄のみ記入してください。 ・2、3行目には「同」「//」の記入はしないでください。
「監」欄	・それぞれの資格に対し、監理技術者資格者証を持つ場合には○を記入してください。
「資格等」欄	・複数の資格を持つ技術者の場合、1行には1つの資格のみを記入してください。(資格数の制限はありません) ・同じ資格を持った技術者が続いた場合でも、「同」「//」とは記入せず、資格名を記入してください。 ・実務経験者については「その他の技術者(○○)」と工種がわかる様に記入してください。

4. 「技術者名簿」の記載内容の変更について

「技術者名簿」の記載内容に変更があった場合(「技術者名簿」に新たに技術者を登録する場合を含む。)は、随時、申請が必要となります。